

1.適格認定とは？

適格認定とは？ 【給付型・貸与型共通】

- 🔔 学生から学校へ提出された「奨学金継続願」の内容と学業成績等を総合的に審査し、適格基準に基づき奨学金継続にかかる必要な措置を取ること。
- 🔔 「奨学金継続願」を提出しても必ず継続して貸与されるとは限らない。

審査内容

学生支援課と各学科の教員が連携して判定

① 人物

- ・ 生活全般を通じて態度・行動が貸与奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還の義務があることを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

学生支援課と各学科の教員が連携して判定

② 学業

- ・ 修業年限で確実に卒業(修了)できる見込みがあること。

学生自身が申告し日本学生支援機構等が判定

③ 経済状況

- ・ 修学を継続するために引き続き奨学金の貸与または給付が必要と認められること。

適格認定の認定基準に基づき、
いずれかの区分に認定され処置されます。

給付型（返還義務無）：認定区分

① 廃止

- ・ 給付奨学生の資格を失います。

② 警告

- ・ 給付奨学金の支給は継続します。
- ・ 学業成績が回復しない場合は、廃止となることがあります。

③ 継続

- ・ 給付奨学金の支給は継続します。

貸与型（返還義務有）【 第一種奨学金（無利子） 第二種奨学金（有利子） 】：認定区分

① 廃止

- ・ 貸与奨学生の資格を失います。

② 停止

- ・ 1年以内で在学学校長が定める期間、貸与奨学金の交付を停止します。

③ 警告

- ・ 貸与奨学金の交付は継続します。
- ・ 学業成績が回復しない場合は、次回適格認定時以降に、貸与奨学金の交付を停止又は貸与奨学生の資格を失う事があることを指導します。

④ 継続

- ・ 貸与奨学金の交付は継続されます。

2. 認定結果通知【給付型・貸与型共通】

廃止

停止

警告

継続

2023年度5月頃、各学科の教員から配付します。

通知はありません。
4月の振り込みを確認してください。